（特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令の一部改正）

第七条　特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「第百十二条第二項」を「第百十二条第六項」に改める。

（証券取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第八条　証券取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成十八年内閣府令第四十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第三項中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に、「同号ハ及びニの規定」を「同号ニ」に、「第百五十七条第二項」を「第百五十七条第二項」に、「同条第三号」を「同条第二号」に改める。

附則第十二条第二項中「第二十九条第五項」を「第二十九条第十項」に改める。

（投資信託財産の計算に関する規則等の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第九条　投資信託財産の計算に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十三年内閣府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「第二条第二項第五号」を「第二条第二項第三号」に改める。

府令・省令

○内閣府令第二号

法務省令第二号

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）の一部の施行に伴い、及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百二十四条において読み替えて準用する同法第六十九条第一項第七号の規定に基づき、社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十三年十一月十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦
法務大臣　平岡　秀夫

社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令

社債、株式等の振替に関する命令（平成十四年内閣府令第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第九項第十一号中「特定資産」の下に「（資産の流動化に関する法律第四条第三項第三号に規定する従たる特定資産を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

十二　振替特定目的信託受益権が資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項第三号に規定する特別社債的受益権であるときは、その旨

附　則

この命令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月二十四日）から施行する。

○内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第一号

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）の一部の施行に伴い、中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十三年十一月十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦
財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志
中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令

内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第一号）の一部を次のように改正する。

第百六十七条第四項中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

附　則

この命令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月二十四日）から施行する。

○財務省、内閣府令第四号

経済産業省

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）の一部の施行に伴い、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十三年十一月十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦
財務大臣　安住　淳
経済産業大臣　枝野　幸男

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

内閣府、財務省、経済産業省令第一号

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第三項中「同法第二条第十二項」を「同条第十二項」に、「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

附　則

この命令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月二十四日）から施行する。

○内閣府、厚生労働省令第七号

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）の一部の施行に伴い、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十三年十一月十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　小宮山洋子

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百二条第三項中「同法第二条第十二項」を「同条第十二項」に、「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

附　則

この命令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月二十四日）から施行する。

○内閣府、農林水産省令第八号

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）の一部の施行に伴い、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十三年十一月十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦